



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 エン チ ョ ー
 代 表 者 代表取締役社長 遠 藤 健 夫
 (J A S D A Q コード番号 8 2 0 8)
 問 合 せ 先 取締役経営企画室長 長谷川 英一
 (T E L 0 5 4 5 - 5 7 - 0 8 5 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を行うことについて、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 店舗での品揃えの充実、および一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬事業を行うことから、定款第 2 条（目的）について事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行に伴い、当社は株券の電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。

このため、現行定款第 7 条（株券の発行）および第 8 条第 2 項（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますのでこれを削除し、その他条数の繰上げ、条文の形式的な整備を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しています。）

現 行	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 建築用資材、庭園用資材、園芸用品、花卉、植物類の販売 2. 塗料、接着剤の販売 3. 電動工具、大工道具、工具、建築金物の販売 4. インテリア用品、家具、住宅用設備機器、ガス水道用部品の販売 5. 日用雑貨、防災用品、食料品、カメラ、時計、貴金属、装身具、文具、玩具、手芸用品、衣料品、煙草、書籍の販売	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 9. (現行どおり)

現 行	変 更 案
<p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000 株とする。 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、1,000 株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (单元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行	変 更 案
<p>第12条～第39条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第11条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成21年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日

平成21年6月23日 (火曜日)

定款変更の効力発生日

平成21年6月23日 (火曜日)

以 上